

綾瀬市幼児同乗用自転車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の経済的な負担を軽減するとともに、外出機会の提供や社会参加による育児不安の解消を図ることを目的に、幼児同乗用自転車の購入費の一部を補助するため、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼児 満1歳以上で小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (2) 保護者 幼児の親権を行う者又はこれに準ずると認められる者で、満18歳以上のものをいう。
- (3) 幼児同乗用自転車 次のいずれかに該当する自転車をいう。
 - ア 幼児用座席が構造上一体化している自転車
 - イ 1席又は2席分の幼児用座席を自転車整備士が取り付けした自転車
- (4) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。

(補助対象の幼児同乗用自転車)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象となる幼児同乗用自転車は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 個人（自転車の小売業を営む個人を除く。）から購入したものでないこと。
- (2) 防犯登録を行ったものであること。
- (3) 公益財団法人日本交通管理技術協会が運営する第二種点検整備済TSマーク（以下「赤色TSマーク」という。）の貼付を受けたものであること。

(補助対象者)

第4条 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たした保護者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 1人以上の幼児を監護し、及び当該幼児と同一の世帯であること。

(2) 幼児及び保護者が、幼児同乗用自転車を購入する日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録され、かつ、第6条の規定による申請の日まで引き続いて本市に居住していること。

(3) 申請時において、保護者及び保護者と同一世帯の者が、市税及び認可保育施設の保育料を滞納していないこと。

(4) 保護者又は同一世帯の者が、過去に補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、自転車本体及び装着した幼児用座席の購入費用（消費税及び地方消費税を含み、送料及びポイント等による支払い額を除く。）の合計に2分の1を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。

2 前項の規定による補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき幼児同乗用自転車1台分に限る。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市幼児同乗用自転車購入費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 申請者の身分を証明する書類の写し

(2) 申請に係る幼児同乗用自転車の購入に係る領収書又は購入を証する書類（商品名、購入者名、購入金額、購入年月日及び購入店名の記載のあるもの）の写し

(3) 申請に係る幼児同乗用自転車に係る自転車防犯登録票の写し

(4) 赤色TSマーク付帯保険加入書の写し

(5) 振込先の口座が確認できる書類（通帳等）の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、幼児同乗用自転車を購入した日から3か月以内に行うものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、交付の適否について綾瀬市幼児同乗用自転車購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第15条本文の規定に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産処分の制限期間)

第9条 規則第15条ただし書の市長が定める期間は、5年とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に購入した幼児同乗用自転車の購入費用から適用する。

(綾瀬市幼児2人同乗用自転車レンタル事業実施要綱の廃止)

2 綾瀬市幼児2人同乗用自転車レンタル事業実施要綱（平成23年1月1日施行）は、廃止する。